

5 資 審 第 68 号
令和 6 年 3 月 15 日

農林水産大臣 坂本 哲志 殿

農業資材審議会長 君嶋 祐子

農薬の登録について（答申）

令和 4 年 12 月 22 日付け 4 消安第 4118 号－1 をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

別添のとおり、青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181 を有効成分として含む農薬については、農薬取締法第 4 条第 1 項各号に該当すると認められないことから、登録して差し支えない。

以上

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181

(*Ralstonia virus RKP181*)

1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づき新規申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

2. 経緯

① 申請及び諮問

令和3年（2021年）1月22日	登録の申請
令和4年（2022年）12月22日	農業資材審議会への諮問
令和4年（2022年）12月23日	農業資材審議会農薬分科会（第33回）への諮問の報告

② 生物農薬評価部会

令和5年（2023年）2月22日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第2回）
令和5年（2023年）10月4日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第5回）
令和5年（2023年）10月17日から11月15日まで	国民からの意見・情報の募集
令和5年（2023年）11月28日	農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（第6回）

③ 農薬分科会

令和6年（2024年）2月22日	農業資材審議会農薬分科会（第40回）
------------------	--------------------

3. 審議農薬の基本情報

- ① 一般名（学名） 青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181
Ralstonia virus RKP181
- ② 分類 門： *Uroviricota*（ウロウイルス門）
綱： *Caudoviricetes*（カドウイルス綱）
目： *Caudovirales*（カドウイルス目）
科： *Autographiviridae*
属： (未分類)
種： *Ralstonia virus RKP181*
株： RKP181
- ③ 初回登録年 新規申請
- ④ 用途 殺菌剤
- ⑤ 作用機作 青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181は青枯病菌に感染し、増殖、溶菌することで青枯病菌に対し殺菌作用を示す。増殖した当該ファージは、さらに周囲に存在する青枯病菌に対し物理的接触により感染し、増殖、溶菌を繰り返す。
- ⑥ 主な適用作物 トマト

4. 生物農薬評価部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

（1）農薬原体

① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

	名称	含有濃度
有効成分	青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181	1.5×10^{10} PFU/mL以上

② 農薬原体の分析方法

農薬原体をCPG培地で希釈し、青枯病菌液に添加後、トップアガードを加え、CPG寒天培地を用いて培養し、出現したプラーク数から力値（PFU/mL）を算出する。

（2）人に対する安全性

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181の農薬原体を用いた第一段階の安全性試験（単回経口、単回経皮及び単回経気道）において、感染性、病原性、毒性及び生残性は認められず、人に対する安全性は問題ないと考えられるため、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定は不要と判断した。

（3）家畜に対する影響

① ミツバチ

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181 の使用時期、使用方法及び地上部への移行性から、摂食暴露及び経口暴露とともに、ミツバチへの暴露の可能性はないと想定されることから、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないものと判断した。

② 蚕への影響

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181 の農薬原体を用いた蚕影響試験において、影響は認められなかった。

（4）その他の生物に対する影響

① 植物への影響

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181の農薬原体を用いた植物影響試験（なす、トマト、きゅうり、だいだい、キャベツ、だいこん、稻、小麦、ねぎ及びにら）において、影響は認められなかった。

② 標的外昆虫等への影響

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181の農薬原体を用いた標的外昆虫等影響試験（チャバラアブラコバチ、ヒメカメノコテントウ及びミヤコカブリダニ）において、影響は認められなかった。

③ 土壌微生物への影響

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181 の農薬原体を用いた土壌微生物影響試験において、土壌中の細菌、放線菌及び真菌の菌数への影響は認められなかった。

5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

4. (1) ①の規格に適合する青枯病菌感染性バクテリオファージRKP181原体を用いて製造される別紙1に掲げる農薬について、以下のとおり判断することができる。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) 及び (3) のとおり、農薬使用者及び農薬蜜蜂影響における評価の結果、本号に該当すると認められなかった。

六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものと含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) のとおり、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP181は安全性試験において感染性、病原性、毒性及び生残性は認められておらず、その毒性がきわめて弱く有害ではないと認められることから、本号に該当すると認められなかった。

七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものと含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

4. (2) のとおり、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP181は安全性試験において感染性、病原性、毒性及び生残性は認められておらず、その毒性がきわめて弱く有害ではないと認められる

ことから、本号に該当すると認められなかった。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

別紙2（2）によれば、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果、野生ハナバチ類については、使用時期や使用方法から、野生ハナバチ類が暴露する可能性がないと考えられること、水域の生活環境動植物及び鳥類については、第1段階の環境生物に対する影響試験のうち、淡水魚影響試験、淡水無脊椎動物影響試験、鳥類影響試験及び植物影響試験において毒性等が認められず、第2段階以降の試験を求める必要はないと考えられることから、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が不要とされているため、本号に該当すると認められなかった。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

別紙2（2）によれば、中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会における評価の結果、第1段階のヒトに対する安全性試験において毒性等が認められず、第2段階以降の試験を求める必要はないと考えられることから、水質汚濁に係る農薬登録基準の設定が不要とされているため、本号に該当すると認められなかった。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当すると認められなかった。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

申請時点において、本号の規定に基づく省令は定められていない。

青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181を有効成分として含む登録申請農薬一覧

登録番号	農薬の名称
一	青枯革命

参考資料一覧

- (1) 青枯病菌感染性バクテリオファージ RKP181生物農薬評価書（農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会 令和 5 年 11 月 28 日）
- (2) 生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（微生物農薬）（中央環境審議会水環境・土壤農薬部会農薬小委員会 令和 5 年 12 月 11 日）